

○犯罪被害者等給付金裁定事務取扱規程

昭和 56 年 12 月 25 日
福岡県警察本部訓令第 22 号

犯罪被害者等給付金裁定事務取扱規程を次のように定める。

犯罪被害者等給付金裁定事務取扱規程

目次

- 第 1 章 総則 (第 1 条—第 6 条)
- 第 2 章 削除 (第 7 条—第 11 条)
- 第 3 章 裁定申請等の受付 (第 12 条—第 14 条)
- 第 4 章 裁定のための調査等 (第 15 条—第 18 条)
- 第 5 章 給付金の裁定等 (第 19 条—第 21 条)
- 第 6 章 報告等 (第 22 条—第 24 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和 55 年法律第 36 号。以下「法」という。）に基づき福岡県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う裁定に関する事務（以下「裁定事務」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（平 13 本部訓令 22・平 20 本部訓令 22・本条一部改正）

(準拠)

第 2 条 裁定事務の取扱いについては、法、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令（昭和 55 年政令第 287 号）、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則（昭和 55 年国家公安委員会規則第 6 号。以下「規則」という。）、犯罪被害給付制度事務処理要領の改正について（令和 2 年 12 月 15 日付け、警察庁丙給厚発第 129 号。以下「事務処理要領」という。）その他別に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

（平 13 本部訓令 22・平 20 本部訓令 22・平 21 本部訓令 32・平 26 本部訓令 30・平 28 本部訓令 15・平 30 本部訓令 11・令 2 本部訓令 9・令 3 本部訓令 4・本条一部改正）

(取扱い上の心構え)

第 3 条 警察職員は、犯罪行為により不慮の死を遂げた者の遺族又は重傷病を負い若しくは障害が残った者の心情及びその立場を十分に理解するとともに、裁定事務が適正かつ迅速に行われるよう配慮しなければならない。

（平 13 本部訓令 22・本条一部改正）

(取扱責任者の指定)

第4条 所属長は、裁定事務の適正を期するため、次により取扱責任者を指定するものとする。

- (1) 総務部被害者支援・相談課 犯罪被害者支援官
- (2) 法第2条第2項に規定する犯罪被害に係る事案の捜査を主管する警察本部（以下「本部」という。）の課（以下「本部事件主管課」という。） 次席
- (3) 警察署 副署長又は犯罪被害者等給付金裁定事務を担当する課長

（昭61本部訓令5・平3本部訓令3・平7本部訓令4・平10本部訓令10・平13本部訓令13・平14本部訓令16・平21本部訓令32・平23本部訓令4・平28本部訓令第9・本条一部改正）

(取扱責任者の任務)

第5条 取扱責任者の任務は、次のとおりとする。

- (1) 犯罪被害に係る事案についての関係所属との連携に関すること。
 - (2) 裁定のための調査等に関すること。
- 2 取扱責任者（本部事件主管課の次席を除く。）は、次の裁定事務を処理する。
- (1) 法第10条第1項及び規則第19条の規定による裁定申請又は損害賠償の届出があった場合の受付事務
 - (2) 申請者に対する教示及び通知に関する事務

（昭61本部訓令5・平3本部訓令3・平7本部訓令4・平10本部訓令10・平13本部訓令22・平19本部訓令37・2項一部改正）

(発生報告)

第6条 警察署長は、法第2条第2項に規定する犯罪被害に係る事案が発生したときは、速やかに、当該事案の概要を犯罪被害発生報告書（様式第1号）により、総務部被害者支援・相談課長（以下「被害者支援・相談課長」という。）に報告するものとする。この場合において、警察署長は、被害者支援・相談課長と協議の上、必要により関係書類を送付するものとする。

（平7本部訓令4・平13本部訓令13・平19本部訓令37・平21本部訓令32・平23本部訓令4・本条一部改正）

第2章 削除

（平13本部訓令22・本章削除）

第7条から第11条まで 削除

（平13本部訓令22・削除）

第3章 裁定申請等の受付

(裁定申請の受付)

第12条 被害者支援・相談課長及び警察署長は、法第10条第1項の規定による裁定の申請があったときは、これを受け付けるものとする。この場合において、申請書及び添付書類に不備があるときは、申請を受け付けた上で申請者に十分な教示を行い、相当な期間を定めて申請書及び添付書類の補正を求めるとともに、その経過を明らかにしておくものとする。

2 申請書の受付に当たっては、被害者支援・相談課長の管理する一連の受付番号を付するものとする。

3 警察署長は、第1項の規定により受け付けた申請書及び添付書類を犯罪被害者等給付金支給裁定申請受付報告書(様式第2号)により、速やかに、被害者支援・相談課長に送付しなければならない。

(平7本部訓令4・平13本部訓令13・平13本部訓令22・平23本部訓令4・本条一部改正)

(損害賠償受領届出の受付)

第13条 被害者支援・相談課長及び警察署長は、規則第19条の規定に基づき、申請者から損害賠償を受けた旨の届出があったときは、当該届出書の記載内容を確認の上、これを受け付けるものとする。

2 警察署長は、前項の書面を受け付けたときは、速やかに、被害者支援・相談課長に送付しなければならない。

(平7本部訓令4・平13本部訓令13・平13本部訓令22・平19本部訓令37・平23本部訓令4・本条一部改正)

第14条 削除

(平7本部訓令4・本条一部改正、平13本部訓令22・本条削除)

第4章 裁定のための調査等

(調査等)

第15条 被害者支援・相談課長は、裁定の申請があった事案について、法第13条第1項及び第2項の規定による調査等を行うものとする。

(平7本部訓令4・平13本部訓令13・平23本部訓令4・本条一部改正)

(調査等の要領)

第16条 前条の調査等を行うに当たっては、裁定のために必要と認められる調査事項、調査先及び調査方法を十分に検討して行わなければならない。

2 法第13条第1項の規定に基づき、申請者その他の関係人に対して報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断を受けさせる場合は、その取扱状況を明らかにし

ておこななければならない。

- 3 法第 13 条第 2 項の規定に基づき、犯罪捜査の権限のある機関その他の公務所又は公私の団体に照会するときは、犯罪被害給付関係事項照会書（事務処理要領様式第 1 号）により行うものとする。

（平 20 本部訓令 22・本条一部改正）

（照会に対する措置）

第 17 条 本部関係所属長及び警察署長は、他の都道府県公安委員会から犯罪被害給付関係事項照会書による照会を受けたときは、速やかに、所定の調査等を行い、犯罪被害給付関係事項回答書（事務処理要領様式第 2 号）により回答するものとする。

- 2 本部関係所属長及び警察署長は、前項の回答を行う場合において、必要により、被害者支援・相談課長及び本部事件主管課の長と協議するものとする。

（平 7 本部訓令 4・平 13 本部訓令 13・平 19 本部訓令 37・平 20 本部訓令 22・平 23 本部訓令 4・本条一部改正）

（裁定申請却下）

第 18 条 被害者支援・相談課長は、申請者に法第 13 条第 3 項の規定に該当する事由があると認めるときは、犯罪被害者等給付金支給裁定申請却下通知書（規則様式第 5 号）案を作成し、これを公安委員会に提出しなければならない。

- 2 被害者支援・相談課長は、法第 13 条第 3 項の規定により裁定の申請が却下されたときは、速やかに、犯罪被害者等給付金支給裁定申請却下通知書により、その内容を申請者に通知しなければならない。

（平 7 本部訓令 4・平 13 本部訓令 13・平 13 本部訓令 22・平 20 本部訓令 22・平 23 本部訓令 4・本条一部改正）

第 5 章 給付金の裁定等

（裁定原案の作成）

第 19 条 被害者支援・相談課長は、裁定に必要な資料が整ったと認めるときは、本部事件主管課の長と協議の上、裁定原案として給付金支給検討票（事務処理要領様式第 3 号。以下「検討票」という。）その他の必要な書類を作成し、これを公安委員会に提出しなければならない。

（平 7 本部訓令 4・平 13 本部訓令 13・平 13 本部訓令 22・平 20 本部訓令 22・平 23 本部訓令 4・本条一部改正）

（仮給付金決定原案の作成）

第 20 条 被害者支援・相談課長は、申請者に対して仮給付金を支給することが適当であると認め

るときは、本部事件主管課の長と協議の上、仮給付金決定原案として検討票その他必要な書類を作成し、これを公安委員会に提出しなければならない。

(平7 本部訓令4・平13 本部訓令13・平13 本部訓令22・平23 本部訓令4・本条一部改正)

(申請者に対する通知)

第21条 被害者支援・相談課長は、犯罪被害者等給付金の支給に関する裁定が行われたとき又は仮給付金を支給する旨の決定が行われたときは、速やかに、規則第20条第1項に規定する犯罪被害者等給付金支給裁定通知書又は仮給付金支給決定通知書により、その内容を申請者に通知しなければならない。

(平7 本部訓令4・平13 本部訓令13・平13 本部訓令22・平19 本部訓令37・平23 本部訓令4・本条一部改正)

第6章 報告等

(警察庁に対する報告)

第22条 被害者支援・相談課長は、裁定事務に関する必要な資料を警察庁に送付し、報告するものとする。

(平7 本部訓令4・平13 本部訓令13・平23 本部訓令4・本条一部改正)

(審査請求の取扱い)

第23条 国家公安委員会及び公安委員会に対する審査請求の取扱いは、次により措置するものとする。

- (1) 国家公安委員会に対する審査請求書が公安委員会に提出された場合は、これを速やかに、警察庁長官官房長に送付すること。
- (2) 公安委員会に対する審査請求は、裁定申請手続に準じて取り扱うほか、福岡県公安委員会が行う審査請求の審理の手続に関する規程（令和2年福岡県公安委員会規程第1号）の規定により処理すること。
- (3) 被害者支援・相談課長は、前号の審査請求があったときは、審査請求事案報告書（事務処理要領様式第5号）により、速やかに、国家公安委員会に報告すること。この場合において、事案の処理を終結したときも同様とする。

(平7 本部訓令4・平13 本部訓令13・平20 本部訓令22・平23 本部訓令4・平28 本部訓令15・令2 本部訓令7・本条一部改正)

(処理簿)

第24条 被害者支援・相談課長は、裁定事務の処理経過を明らかにするため、処理簿（事務処理

要領様式第4号)を備え付けるものとする。

(平7本部訓令4・平13本部訓令13・平20本部訓令22・平23本部訓令4・本条一部改正)